

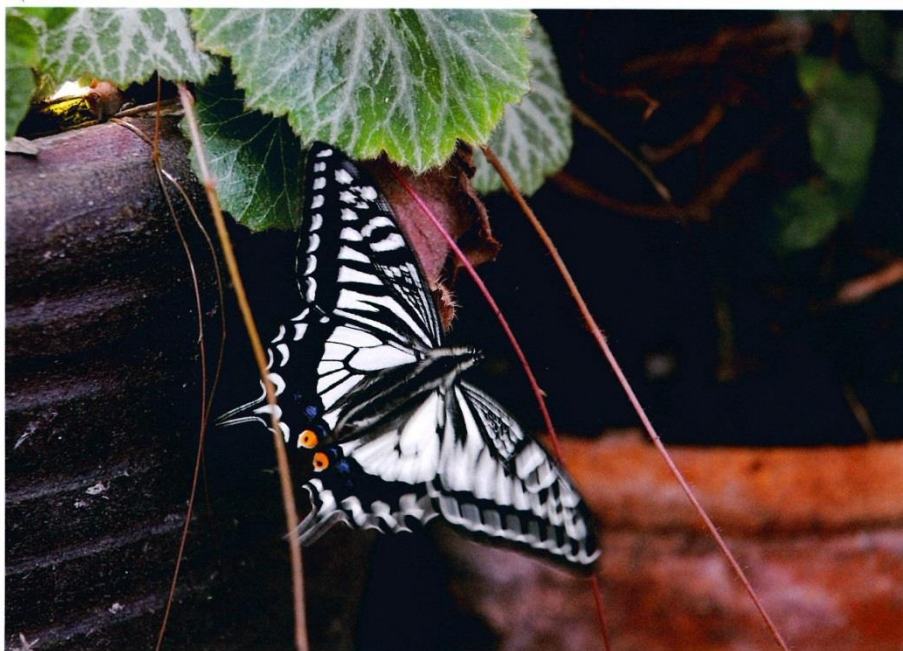
編集/コンビニの会事務局
連絡先/〒452-0822 名古屋市西区中小田井 2-431
TEL/FAX(052)505-6082(コンビニハウス)

障害をもつ人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人
コンビニの会

定価/150円
昭和54年8月1日第三種郵便物認可

第108号



羽を乾かして飛ぶ準備をするアゲハ蝶

アジアの笑顔にまなぶ

写真家 長谷川 友子

これは、戸崎さん（以前、私と交代で、このページを蝶の写真で飾っていた）の写真ではない。数年前に私が家のベランダで、卵を見つけて、いも虫、さなぎ、そして蝶になって飛び立つまでを撮る事ができた。

一九八七年から二〇一二年まで、アジアの国へ出かけて写真を撮って来た。そして、各国の撮影が終わるごとに個展を開催。その時に使っているテーマ「アジアの笑顔にまなぶ」を、この会報のテーマにも使っている。しかし、昨年からアジアへの旅は止まっている（それで、やむなく蝶の写真に）。

母の病院通いの付き添いと、今年に入ってから、寝たきりの状態になり約三ヶ月。父と私に別れのための心の準備ができる十分な時間をとって、春の光の中、桜が散る道を火葬場へ母を送って行った。

もう一つは、一九八八年に訪問2カ国目のベトナムへ行った時、『東南アジアの全ての国を私の写真に！』と夢を持った。そして東南アジアの主な国の約80%の撮影が終わった。二十六年が過ぎた。アジアへの旅は私の中で、終わろうとしているのかもしれない。

(次頁へ)

我が家のベランダの草木に水をやる時、この空は、世界中に広がって、「同じこの空の下で、今も戦火の中の人がある」と思う事がある。ソチオリンピックが終わらない内に、ソチから遠くないウクライナで、政情が不安定になり、ロシアとの関係が危なくなった。ウクライナの選手が参加拒否する事態に。パハリニック入場式をテレビで見た。ウクライナの車いすの選手が緊張した表情で一人で見入る姿が印象に残った。ウクライナでは今も内乱が他の街に拡大している。



生めかしいポーズの、アゲハのいも虫

25年間のアジアの作品の写真展を開催いたします。
会報で使いましたオリジナルプリントを見に来て下さい。
写真展「アジアの笑顔にまなぶ」—写真で何ができるのか—
6/19～29日 12:00～18:00 (休23～25日)
Gallery White Cube 名古屋市中区丸の内2-15 4F

雑記 ごまめの歯ざしり

「看取り介護と訪問看護」

昨年十二月に夫の母親が九十歳で他界した。十年前に義父を見送ってからの数年間、義母は給食サービスなども利用しながら一人暮らしを楽しんでいた。しかし体調を崩して入院したのをきっかけに車椅子の生活になり自宅に戻ることができなくなった。

幸い近くによい施設が見つかってお世話になることになった。一人部屋で自由に暮らせるその生活が合っていたのか義母は次第に元気になった。

「ずうっとここにおりたいなあ。」と時折り言っていたが、それは最期は病院に入院しなければならぬという考えが一般的だったからだ。当時は看取りまでする施設はまだとても少なかった。

そこでの生活が四年目を迎えた昨年の夏ごろから義母は食欲が落ちて体力の衰えが目立つようになった。そして十月の中頃ついに食事が摂れなくなって点滴の必要が出てきた。訪問診療の先生や施設の方々と何度も話し合いをした結果、施設で看取りをしていただけのことになった。うれしい想定外だった。しかし介護保険には細かい規定があって施設の看護師さんでは点滴ができない。そこで訪問看護ステーションを利用することになり、ほとんど毎日のように点滴に来ていただいた。おかげでそれからの2カ月間義母は望み通りの最期の時間を持つことができた。

障害者サポートセンター、舞夢の代表をしている市江由紀子さんがこの四月に訪問看護ステーションを立ち上げられたと聞いた。ご自身も訪問看護を受けているので、もっと使い勝手のいいステーションを作りたいのだそう。エゼル福祉会の利用者さんの中にも二次障害などで看護の必要な方が年々増えている。市江さんのステーションはエゼル福祉会にとっても心強い味方になるのではないかと思う。

(会報委員 大島伊久代)

「グループホームの一元化について」

日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 木全 和巳

●現状の課題

二〇一四年四月から共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されます。障害者総合支援法による「改定」の第一弾です。他には、障害程度区分から障害支援区分への変更があること、重度訪問介護の対象枠が従来の重度肢体障害者から重度の知的、精神障害者にも拡大されることなどです。

旧法の「自立支援法」では、区分3以上はケアホームに対応する利用者、区分2以下はグループホームに対応する利用者と、

障害程度区分により人を分ける施策と、区分2以下の利用者が暮らすホームはグループホーム、そこに区分3以上の利用者が一人でも共に暮らすと名称がケアホームになるという施策が混在していて、とてもわかりにくい制度でした。

関係者からも、そのわかりにくさが指摘されてきましたので、「一元化そのもの」については、必要な改善といえそうです。ちなみに、総合福祉部会による『骨格提言』では、「居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援」とし「一人ひとりがよりその人らしさを発揮できる状

況を生み出し、住民として暮らしていくこと」のための「一人ひとりに必要なパーソナルな支援については個別生活支援を利用できるようにする」と書かれました。

地域生活における暮らしの場の要となるグループホームの体制そのものは、事業単価が安価であることにより、特に重度の機能障がいのある人たちの生活を支えるだけの人員配置と専門性の担保を伴ったものになっておらず、以前から改善が求められていました。この点についても、『骨格提言』では、「高齢、重度・重複障害、医療的ケアや行動障害等さまざまなニーズのある人たちも利用」できよう、「ハード面の整備の推進、職員の夜間常駐、休日の日中支援、医療



的ケアの実施が可能となるよう、報酬、運営基準、職員配置の見直し」を提言してまいりました。

二〇一四年からの「改正」では、これらの点の改善が必要でしたが、実際には、『骨格提言』にあるような当事者、関係者のねがいを受けとめた十分な「改正」には、なっていません。



●「改正」のポイント

簡単に「改正」のポイントを書いておきます。猶予期間がありますが、「基本報酬」部分について、名称は一本化され、

- (一) 介護サービス包括型グループホーム
 - (二) 外部サービス利用型グループホーム
- の二種類に分けられます。

(二)は、世話人、生活支援員が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行

うものです。旧のケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス十介護サービス）として設定されています。

(二)は、介護を必要としない者も利用するため、利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する仕組みとなっています。人員配置基準については、世話人のみグループホーム従来利用者10人対世話人1人以上が、利用者6人対世話人1人以上になります。

次に「加算」部分についてです。旧の加算の種類については一元化後も残ります。

内容については、①日中支援体制の評価の充実として、高齢又は重度の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算が創設されます。

二つ目は、②夜間支援体制の評価の充実です。夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の「適正化」が図られます。この点については、単価のことも含めて、人員の確保と運営について、多くの不安が出されています。他にも③医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実と、④自立生活支援

加算の算定要件の緩和が上げられていま
す。

また、猶予期間がありますが、二〇一五
年四月以降、延べ床面積100平米以上の
グループホームには、スプリンクラーの設
置が義務づけられることになりました。

●施策の問題点と現場の実践課題

一つ目は、単価そのものという経営と運営
に関わるところです。たとえば居住介護
サービスと受託居宅介護サービス費では、
二時間を例にとるとそれぞれ753単位
と654単位ということで13%の差があ
ります。また、受託の場合の支給量は、区
分6であっても月1900分（31時間40
分）なので、一日一時間が上限となり、十
分な支援ができないおそれもあります。
「夜勤」「宿直」の「加算」部分について

も同様です。

グループホームに暮らす機能障がい
のある人たちは多様であり、暮らし方も一人
ひとり異なります。支援者の体制の在り方
もこうした多様性に対応してさまざま
ですが、いくつかの試算や支援体制のシミュ
レーションをみると、経営的にも減額
のところが多く、人材確保のむずかしさも
あいまって、夜勤体制を整えられない、形
上宿直体制だけれども実際には睡眠が保
障されないなど、これまで以上に、職員の
支援体制も厳しくなる実態も出てきてい
ます。

そもそもグループホームは、明日の日に
の労働、活動への参加のためのちからを育
みなおす暮らしの場です。余暇活動ととも

に、人間にとって大切な時間を保障する場
でしょう。睡眠、食事、入浴、排せつとい
う健康のために必要な基本的な営みと、
ほっとする時間、家族的な親密な人間関係
があつてこそ、明日への活力が生まれま
す。もう一つは、親から離れて、一人前の
大人として生活していく自立生活のもと
となる生活の場になります。支援実践をし
ていくときには、こうした役割の原点に立
ち戻って、課題をみていく必要があると思
います。



「障がい者のリハビリの必要性」

愛知医療学院短期大学

リハビリテーション科

理学療法学 講師 林 修司

縁あって私がWILLのスタッフ、利用者の方々と月二回ではありますが、関わりをもたせていただくようになり、二年が経過しました。ようやく皆さんの名前と顔とお体の状態とが一致しているところですよ。

私は理学療法士になって、今年で十八年になります。当初から「小児リハビリテーション」

」の分野に関心があり、小児施設への就職を希望していました。しかし、数少ない公立の施設しかなく（現在も状況は変わりませんが）、その願いは叶いませんでした。

しかし、一般病院でも「障がい児」に携わることのできる名古屋市内の病院に就職することができました。当時は、小児施設と私の勤務していた病院の二施設でリハビリテー

ションを掛け持ちしている障がい児が珍しくありませんでした。

親御さんも「我が子のためなら・・・」と県外や遠方から通われていて、その苦労たるや想像に難くありませんでした。



七年間、病院に勤務しましたが、高齢者医療による財政の圧迫により、医療改革が段階的になされました。小児医療もその例外では

ありませんでした。教員の職に就いてから大幅な診療報酬算定料の減算がなされ、リハビリ回数が週一、二回から二、三ヶ月に一回と極端な回数制限を余儀なくされました。また、一般病院も外来リハビリを縮小させ、ますます障がい児に対するリハビリの受け皿がなくなりました。

障がい児が医療との接点をなくしてしまふことは、非常に危険なことだと考えます。なぜなら、学校教育を終えると大多数の障がい児はリハビリの機会を失います。そしてその先には「二次障害」という、とてつもなく、厄介で困難な問題に直面するからです。



例えば脳性麻痺を例に挙げますと、「麻痺」自体は進行することはありませんが、関節の硬さ、筋肉のつっぱり・こわばり、動きの滑らかさなどは健常者に比べて過度に支障をきたしています。若い二十代ではあまり問題となりませんが、三十代、四十代と年齢を重ねるごとに、日常生活動作のなかで、関節の硬さ、筋肉のこわばり等の負担をかかえながら、数限りなく動作が繰り返されるため、それらが慢性化し、「関節の痛み」「関節の変形」「新たな麻痺の出現」等の深刻な症状を引き起こしてしまいます。

● ●
「リハビリテーション」という言葉を聞くと、「身体の機能回復」をイメージしますが、障がい児（者）をもった方は、成人してから年齢を追うごとに「二次障害」がひたひたと

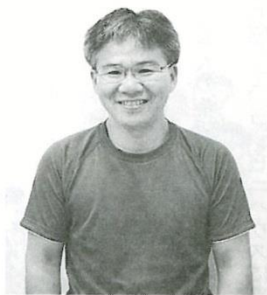
迫ってきます。そうすると、「二次障害の防止・身体の機能維持」にリハビリテーションはシフトしていきます。健常者でも年齢を重ねるに従い、「身体の機能維持」を目的に運動や生活の改善をします。障がい児（者）も同じです。「身体の機能維持」のために、リハビリテーションが提供されてしかるべきだと思いません。

超高齢化社会を迎えるにあたり、専ら「高齢者医療」に焦点が集まりがちですが、生来の「障がい児（者）」における医療についてのスポットがあたったことは極めて少ないのではないのでしょうか。近年、在宅医療の進展により、「訪問リハビリ」が浸透してきました。またまた、少数ではありますが、訪問リハビリを利用する障がい児（者）が増えてき

ていると聞きます。しかし、突き詰めれば、障がい児（者）が穏やかに暮らしているような制度の整備が必要不可欠です。障がい児（者）が気軽に医療サービスを受けられる地域社会の構築が急務です。

一般大学の経済学部を卒業。一般企業の会社に就職したが、色々と悩み考えた結果、現在の道に進むことを決心。理学療法士として働き始めたのは二十八歳。
現在は、講師の傍ら、病院や施設で高齢者や障害者の機能回復の訓練や相談にのっている。

趣味は、映画観賞。好きな作品は、黒澤監督の生命を題材にした映画。



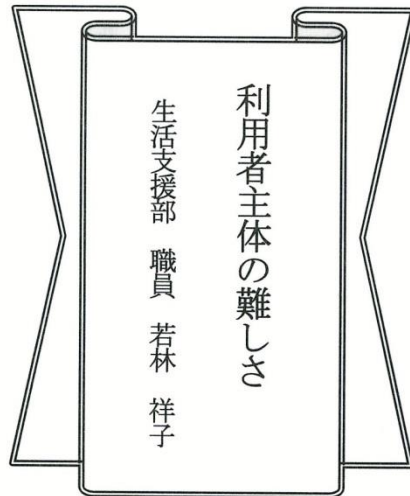
私がコンビニハウスで働き始めて、早六年目を迎えました。障害福祉の現場に関わりた
 と思った一つ目の理由は、幼い時から身近
 に障害者がいたからです。私の兄は自閉症と
 知的障害を持つ障害者です。子供のころから
 母と兄に付いて障害者の集まりや養護学校
 へ行くことが多かったので、たくさんの障害
 者を見てきました。私にとって障害者が周り
 にいることはとても自然なことだったので
 す。しかしそうでない人も少なからずいまし
 た。偏見の目を感じるのです。兄本人はそん
 なこと分らないと思いますが、そんな偏見
 がなくなったらいいのに、と障害者の役に立
 てる仕事をしたいと思っていました。

★ ★

もう一つの理由は、コンビニハウスでの障
 害者と職員の関わり方が利用者一人一人の
 意思を尊重した介助であり、その関わりがと

ても楽しそうな印象だったからです。

コンビニハウスに来るきっかけは、就職の時
 期を迎えた大学四年生の八月ごろ、同期の木
 村さんから話を聞いて、ちよつとそのコンビ
 ニハウスと言う所に行ってみようかな、と思



いました。説明だけではよく分かっていな
 かったのですが、実際に来てみて、こういう所
 もあるんだと初めて知りました。好きな所へ
 外出して、夕食を職員が作って一緒に食べた

り、さらに障害者が
 一人暮らしをしてい
 ることに驚きました。

みんな一緒ではなく、

一人一人本人の希望に沿って介助をしてい
 る事に共感して、コンビニハウスに来ること
 になりました。

★ ★

一年目は分からないことだらけでしたが、
 同期も多く、いろんな利用者に関わる事がで
 き、楽しい一年でした。

それからあつという間に年月が重なり、夢
 中でやっている内に六年目を迎えて居まし
 た。昨年度は先輩職員3名が産休に入られ、
 生活支援部の女性職員の中では私が一番年
 上となりました。ケアホーム担当の職員にな
 り、居宅部門の主任職員麻生さんが産休に入
 られ、まだ経験の浅い若い職員でやっていく



ことになりました。どうなるんだろう、どうしたらいいんだろうと、責任がとて重く感じました。しかし、そんなこと考える余裕はなく、日々をこなすのに精いっぱいでした。ケアホームに入って下さるヘルパーさんは私より年上の方が多く、社会経験を持つ方も多いので、アドバイスをいただいたり、時には注意していただいたり、頼りにしています。生活支援部は一人職場なので、なかなか他の職員と一緒にすることが多くないのですが、たまに会うと先輩は声をかけて下さったり、先輩とも私自身は気を遣わず話すことができますし、事務職員の皆さんもいてくださり、ほんと安心してきます。通所部門の職員とも、利用者について相談することができるのでありがたいです。



★ ★
私がコンビニハウスに入った頃と比べて、最近は利用者一人一人の希望に沿うことがとても難しいと感じるようになりました。人手が少ないことも原因の一つですが、その本人の希望が、「本当に本人にとって良いことなのだろうか・・・？」と考えます。

ある人は買い物が好き。私たちにとっては無駄なものだけれど、その人にとっては欲しいもの。利用者本人も高齢に近づいてきて、今後親亡きあとのことを考えると、今のままでは経済的にやっていけなくなるかも知れない。でも本人の楽しみを奪ってしまうのではないか。

ある人はゲームセンターで遊ぶことが好き。お給料をほとんどゲームにつき込んでしまおう。でも、これも本人の楽しみだし。それを止めるのは良くないのか。

本人の希望に沿った介助をしていることに共感を持ってこの職場に入ってきたのに、今はその反対の事をしていることもありま

す。
また、利用者が高齢になってきており、健康管理は前々から課題となっていました。健康意識を実感しています。仕事に良い意味でも悪い意味でも慣れてきました。前年度は病気の発見が遅れ、利用者辛い思いをさせてしまいました。体調や気持ちのちょっとした変化に気付くことは職員の大切な仕事だと改めて実感しました。

まだまだ学ばなければならぬことが多いですが、利用者にも親御さんにも「安心して任せられる職員」と言われるようになれたらと思います。



会報をお読みいただいている皆さまへ



新緑の木々を揺らしながら吹き込んで来る5月の風が心地よい季節になりました。爽やかな季節を皆様はどのようにお過ごしでしょうか。

近年の社会保障制度見直しで、目まぐるしく変化する障害福祉制度に振り回されるような一年を過ごして参りました。

置き去りにされがちな障害者自身の願い、障害にある我が子を頑張って守り育てて来られた親御さんの思い、良き支援者となるための職員の努力、エゼル福祉会で繰り上げられる数々のドラマを文章にして今年もお手元に会報を送らせて頂きたいと願っています。

近年、通所施設ウイルで、障害のある仲間たちが仲間新聞「ウイル便り」に詩や作文を掲載するようになりましたので、コンビニハウス会報に転載させて頂くことに致しました。これからも様々な立場の方に記事を頂戴し豊かな会報作りを目指したいと思います。

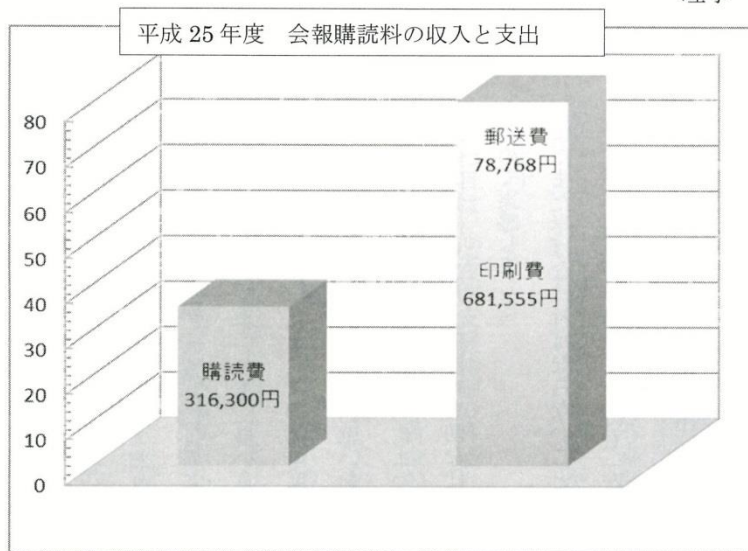
このような形での情報発信にご理解を頂けましたら、会報作成費の捻出にご協力ください。

*趣旨をご理解頂ける方のみで結構です。

強制ではございませんので、ご了承下さい。

特定非営利活動法人コンビニの会

理事 大川美知子



事務局コーナー

「ご協力ありがとうございました」

3月～4月（敬称略・順不同）



★ ご寄付いただいた方々

(コンビニの会)

アイ 中根勝美 匿名

(エゼル福祉会)

ウイル親の会 佐々木正和

★ 物品寄付をいただいた方々

(コンビニハウス)

伊東基成 桑原諸彰 浅井宏紀

林勇輝 塩澤しのか

(WILL)

早川直子 浅井宏紀 丹羽恵子

塩澤しのか 伊納尚美 原あゆみ

伊納尚美 溝口愛

★ 会報発送ボランティア

佐藤美紀子 半田素子 吉田嘉子

★ 活動にご協力いただいた方々

(コンビニハウス)

伊奈晶子 石原正寅 青木政治 芝田真理子

杉村華枝 辻本道子 桑原諸彰 寺田みどり

高塚朱美 青木亮太 青木美乃 西尾真由子

間瀬敬人 大岩千佳 中谷友紀 稲垣ゆき奈

寺田怜旺 竹内恵子 林 和子 高橋なおえ

東原光江 田口陽介 四元美穂 福永由香里

石原優花 伊藤沙樹 榊原敦子 加藤美紀子

山崎直人 山口愛加 山内麻衣 茂手木利典

峯 彩奈 山前諒汰 水野裕之 酒井まみ子

青山 渡 臼井裕香 河合尚武 加藤温子

小川阿弓 姥 雅視 葛山聖菜 藤井梨沙

黒田隆広 梶田明宏 森田 衛 森島千絵

山内良介 神取優香 青木雅人

(WILL)

梶田明宏 森田 衛 武部 文

《 活動状況 》

3月

- 12日 理学療法研修
 20日 防災セミナー（若林）
 20日 会報発行
 21日 エゼル福祉会 理事会
 21日 新しい生命と出会う瞬間セミナー（相模）
 23日 ミュージックケア体験セミナー
 （増田・浅野）
 26日 名古屋市集団指導
 （大川・寺澤・溝口・榊原）
 （渥美・若林・吉兼・水谷）
 27日 WILL親の会

4月

- 3日 会報会議
 11日 理学療法研修
 23日 制度学習会
 24日 WILL親の会
 24日 通所部 職員会議（今年度方針）
 25日 生活支援部 職員会議（今年度方針）
 26日 エゼル福祉会 理事会



WILL TIMESからの紹介



未熟児で生まれ、小学5年生まで普通学校に通って
いました。いきなり頭が痛くなり倒れて、救急車で
運ばれました。小学6年生から養護学校に編入し学
生生活を送りました。その頃から、立てなくなり、
歩けなくなりました。中学2年生の時に喘息から肺
炎になり入院したこともありました。

その後、サンホープ名古屋やウィル（通所施設）
に通いコンビニハウス（ヘルパー事業所）も利用しています。
今は毎日楽しい暮らしを送っています。

水野香織



銀行口座

三菱東京UFJ銀行 小田井支店 店番 238 (普) 口座番号 1440108

特定非営利活動法人 コンビニの会

郵便振替口座 番号 00800-2-35190 コンビニの会

ご意見・ご質問・お問い合わせは下記までお寄せください。

障害のある人たちの地域生活を支援する

〒452-0822 名古屋市西区中小田井 2-431

特定非営利活動法人

コンビニハウス Tel (052) 502-7731

Fax (052) 505-6082

コンビニの会

理事 大川 美知子

URL <http://homepage2.nifty.com/convini/>

E-mail convini@beach.ocn.ne.jp